

フィリピン現地法人設立の流れ 及び 想定所要期間

① 申請準備

- 1-1 事前調査・準備
- 1-2 社名選択

登記申請システム上で使用可能かを確認します。類似社名・ 商号がある場合には別途手続きが必要です。

1-3 会社所在地選択 申請時には部屋番号を含む詳細な住所記入が必要となるた め、会社所在地・物件の確保が必要です。

1-4 定款・付属定款の作成 社名、会社所在地、事業目的、授権・引受・払込資本金、 株主、発起人、取締役、一時財務役、会計年度、年次株主 総会開催日などの決定が必要です。

1-5 本社書類、申請書類、委任状の準備と署名 本社の定款や登記簿は英訳が必要です。フィリピン国外で 署名する文書はアポスティーユ認証もしくはフィリピン大 使館認証が必要です。フィリピン国内で署名する文書はフ ▼ ィリピン国内での公証が必要です。

1-1~1-5 約1ヶ月

ご契約後「フィリピン法人設立 情報シート」をお渡しします。 必要情報をご記入ください。

記入情報・決定事項に基づき、 申請書類や委任状を作成しま す。

② 資本金送金と銀行証明書の取得

- 2-1 一時口座開設、資本金送金、送金証明書の取得 フィリピン国内の銀行に一時口座を開設します。一時口座 スが異なります。送金証明書は から出金はできません。資本金を一時口座へ送金し、銀行 ⑨で使用します。 から送金証明書を取得します。
- 2-2 一時財務役宣誓書の作成 株主・発起人による出資を宣誓します。

2-1~2-2 1 ヶ月~2ヶ月

銀行毎に必要書類や審査プロセ

③ SEC 登録

- 3-1 証券取引委員会 (SEC) への申請と審査対応 オンライン申請を行い、審査担当者からの質問対応やフォ ローアップを行います。
- 3-2 登記費用の納付 審査完了後、登記料計算書を基に納付を行います。
- 3-3 承認と登記証書の取得 定款や申請書類の原本を提出し、最終確認を受けます。SEC 登記証書の発行をもってフィリピン現地法人の登記が完了 です。

3-1~3-3 1ヶ月

3-3 まで完了すると、フィリピ ン法人として各種契約を締結で きるようになります。(例:雇 用契約書、賃貸契約書など)

フィリピン法人として登記簿 (GIS) や監査済み財務諸表等 を SEC へ定期的に提出する義 務が発生します。



④ 設立総会

4-1 取締役、役員(法定三役は社長、秘書役、財務役)の正式任命を行います。契約相手方の要件に基づき、本口座開設などの法人契約に関して取締役会を同時開催し、決議を行います。秘書役は登記簿(GIS)を SEC に提出します。

5-1 貴社対応事項

4-1 貴社対応事項

貴社及び秘書役が主導で設立総

会を早期に開催することが必要

⑤ 本口座開設

5-1 登記完了後、本口座を開設し、資金を一時口座から本口座に 移動し、運転資金として使用することができるようになり ます。銀行により必要書類は異なりますが、一般的には口座 の種類やサイン権をだれに付与するかを記載した取締役会 決議書が必要です。

⑥ 税務署 (BIR-RDO) 登録

- 6-1 外国法人及び外国人の納税者識別番号 (TIN) 取得
- 6-2 印紙税 (賃貸契約書に伴うもの) 納付
- 6-3 印紙税 (新株発行に伴うもの) 納付
- 6-4 業種カテゴリーの決定と税務署登録証書の取得
- 6-5 法定帳簿の登録
- 6-6 インボイス印刷許可の取得 フィリピンでは使用する帳簿、インボイス等を税務署登録 する必要があります。

⑦ 地方自治体(LGU)登録

- 7-1 バランガイクリアランスの納付及び証明書の取得
- 7-2 法人住民税の納付及び証明書の取得
- 7-3 市役所の立ち入り検査

7-7 衛生許可証の対応

- 7-4 市役所指定の火災保険加入、地方自治体登録料の納付
- 7-5 占有許可証、消防検査証明書など各種登録証書の取得
- 7-6 営業許可証 (Business Permit) の取得
 - 各自治体により異なりますが、従業員の健康診断書提出、 講習会の参加などが必要です。

6-1~7-7 1.5 ヶ月

SEC 登記後 30 日以内の税務署 登録が必要です。

税務署登録にあたり、管轄内に 所在していることの証明として、 3-3 完了後 直ちに賃貸契約書 (公証要)の作成が必要です。

6-4 以降、フィリピン法人として各種申告対応が必要です。

貴社のLGU登録に際し、物件と オーナーも税務署及び地方自治 体登録がクリアになっている必 要があります。

7-1~7-6 は毎年 1 月 20 日まで、 7-7 は期限内更新が必要です。



⑧ 社会保険関連

- 8-1 社会保障システム (SSS) への登録
- 8-2 住宅開発相互基金 (HDMF) への登録
- 8-3 フィリピン健康保険組合(Philhealth)への登録

社会保険関連手続きは、雇用する従業員の情報が必要です。

- ⑨ 労働雇用省(DOLE)登録
 - 9-1 雇用主登録
- ⑩ フィリピン中央銀行(BSP)登録
 - 10-1 登記書類・送金証明書の確認、申請書類の作成
 - 10-2 中銀申請
 - 10-3 中銀登録証書 (BSRD) の発行

フィリピンへの投資を BSP に 登録することにより、配当や償 還の際に銀行システムを通じて 外貨を調達し、送金することが 可能になります。

注)本資料は一般的な状況を想定し参考資料として作成されたもので、必要書類の種類、手続き、所轄官庁、順序、所要時間を確約するものではないことご了承ください。